

## 中央教育審議会中間報告

### 「食に関する指導体制の整備について」 に対する意見

この度、中央教育審議会は、子どもの食生活の乱れを学校教育で直すべく、栄養教諭の創設を提言とする中間報告をまとめられました。子どもの食生活の諸問題の解決は、まず、家庭科教育にあてる時間数を増やしその充実をはかることにあると考えます。

1.日本家庭科教育学会は、大学の家庭科教育の研究者と小中高等学校家庭科教諭などによって組織される学会です。本学会は子どもに関する食教育の重要性を充分認識し、食教育に関する研究と実践をこれまで蓄積してきております。食教育が十分な効果をあげるためには、(1)学校と家庭の連携、(2)学校内の食教育に関する部署の連携が重要です。(1)について、子どもの家庭の実態を一番把握しているのは学級担任です。(2)について、これまで食教育を担ってきた教科は、家庭科や保健であり、教科としての時間が設定されています。食教育を実際に行うには、給食の時間だけでなく具体的な場所と時間が必要ですから、学級担任やこれらの教科を担当する教諭の理解と連携なしに食教育を進めることはできません。従って仮に栄養教諭が創設されたとしても、栄養教諭はその専門性を発揮しつつも、食教育の指導における補完的な役割を担うことになると考えます。

2.食教育は学校の教育課程の中に家庭科教育の一部として確固として位置づいています。それは学習指導要領に明記され、戦後 1947 年からこれまでの約 50 年余一貫していることです。1998 年改訂の学習指導要領小学校家庭、中学校家庭にも学習項目としてしっかりと位置づけられ、その内容も充実しています。もし、家庭科教育における食教育が効果をあげていないと判断されたのであれば、その原因は、家庭科に割り当てられている時間数が著しく少ないことにあります。解決しなければならないのはその点です。仮に栄養教諭が創設され食教育をするとしても、その時間は家庭科教育の時間よりもっと少ないことは明らかですから、指導の効果をあげることは一層難しいと思われます。

3.仮に栄養教諭が創設された場合、栄養教諭の役割は、「学校給食を中心とした食教育」や「個別指導を要する児童・生徒及びその家庭への教育・指導」に独自性があると思われます。教科における食教育との棲み分けが必要です。その上で教科を中心とした指導との連携になると考えます。とりわけ、子どもの生活全体を視野に入れた食生活の教育です。すでに実績のある家庭科教育との連携を図ることが大切です。

4.文部科学省内における食教育に関する部署には、初等中等教育局とスポーツ青少年局があります。スポーツ青少年局からは、家庭科の教科書の食に関する部分の内容と類似した小冊子が全国

の小・中学生に配布されたりしています。また農林水産省も食農教育にとりこんでいます。行政における食教育に関係する部署が、ぜひ十分な意思疎通を図って食教育の推進にあたりますよう、切に願います。